

「該当する方のみ」提出する書類

	提出書類	提出回数
無償化対象の認可外保育施設等を利用した方で、右記 (1)、(2)に該当する方	③ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書※1 (1) 利用期間中に施設等利用給付認定第2号(3号)を受け、無償化対象の認可外保育施設を利用した。 (2) 在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※2である ※1 ファミリーサポート事業を利用した方は、この書類の代わりに活動報告書(兼領収書)の写しをご提出ください。 ※2 一定水準以下＝年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満 ⇒対象の幼稚園・認可外保育施設はP6の「預かり保育補助の対象施設(無償化対象施設)について」から確認できます。(中野区外の幼稚園については、幼稚園が所在する各自治体へお問い合わせください。)	支払期ごと
ひとり親で、副食費補助の対象となる方	④ ひとり親証明書類のコピー(以下いずれか) 児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定兼支払通知書 離婚の受理証明書、保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)	年度に1回
4月～8月分の補助金申請かつ2024年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑤ マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2023年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出ください。	年度に1回
9月～3月分の補助金申請かつ2025年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑥ マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2024年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出ください。	年度に1回
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方	⑦ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	年度に1回